

土木工事における現場環境改善費の一部改定について

(令和7年7月改定)

○共通仮設費（率計上分）

表-1 の内容については、土木工事標準積算基準書により積算した費用を当初設計において計上します。

・表-1（現場で実施する内容）

計上費目	実施する内容（率計上）
現場環境改善 （仮設備関係）	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舍の快適化 ③交通誘警備待機室 ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①完成予想図 ②工法説明図 ③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び 管理運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費等⑨社会貢献

※計上費目ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用

○共通仮設費（積み上げ分）

令和7年7月より、熱中症対策・防寒対策に関する費用については、共通仮設費へ積み上げ計上します。

※別紙参照

○適用日

令和7年7月1日以降の単価を適用し発注した工事

熱中症対策・防寒対策に関する費用について

令和7年7月1日付、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の改定により、熱中症対策・防寒対策に関する費用については、共通仮設費へ積み上げ計上することとなりました。実施方法等については、下記のとおりです。

1 積算方法

主に現場の施設や設備等に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、設計変更により共通仮設費へ積み上げ計上を行う。

なお、積み上げ計上するにあたり、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限とする。

2 実施方法

熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議の上、決定するものとします。

3 留意事項

- （1）受注者は、熱中症対策・防寒対策の具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し、事前に工事監督員に提出する。受注者は各内容の実施状況を撮影し、工事成果品として納品する。
- （2）費用は、変更設計時に見積等による価格を計上する。
- （3）熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- （4）購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- （5）「1 積算方法」における「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当する。これらは、共通仮設費への費用計上の対象外とする。（塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等の熱中症対策費用については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する共通特記仕様書」における補正の加算額に含まれる。）
- （6）現場環境改善費の率分を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。
- （7）災害復旧事業においては、「熱中症対策に関する費用」のみ計上することができる。